

兵庫県立はりま姫路総合医療センター

治験審査委員会標準業務手順書 補遺

（遠隔会議システム等の手順）

令和5年4月1日 第1版

（目的）

第1条 本補遺は、兵庫県立はりま姫路総合医療センター治験審査委員会（以下「治験審査委員会」という）における Web・テレビ会議等、遠隔会議システム（双方向からの円滑な意思疎通が可能な手段）（以下「遠隔会議システム等」という。）による参加について必要な手順を定める。

（遠隔会議システム等による参加）

第2条 治験審査委員会は、集合形式の会議を基本とするが、一堂に会して会議ができない場合、その他委員長が必要であると認めるときは、遠隔会議システム等による出席を妨げないものとする。

（遠隔会議システム等による参加の手順）

第3条 治験審査委員会事務局は審議資料を事前に配布・提示する。

- 2 遠隔会議システム等によって、一堂に会して行う会議と同等の審議を行うことが可能な場合、遠隔会議システムによって参加した委員も出席したものとみなし、審議採決に参加できるものとする。
- 3 遠隔会議システム等によって、一時的に映像を送受信できなくなった場合であっても、音声の送受信により同時に通話することができる状態にある場合は出席したものとみなし、審議採決に参加できるものとする。なお、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該委員はその時点から退席したものとみなし、議事進行中にシステムが復旧して再度参加できた場合には、治験審査委員会に復帰したものとみなす。
- 4 委員は守秘義務が厳守できるよう、個室等において出席するものとし、公共及び情報漏洩の恐れのある場所での出席は禁止とする。委員長または治験審査委員会事務局は開始前に委員による申告及び遠隔会議システム等の映像による確認により、遵守されているか確認するものとする。
- 5 治験審査委員会事務局は、治験審査結果通知書（書式5）及び議事録に遠隔会議システム等により出席した委員を明記する。

附則

第1版 作成日：令和5年4月1日
施行日：令和5年4月1日